



佐賀県公報

平成18年
7月7日
(金曜日)
号外第2号

目次

規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(七三・県民協働課) 二

◎佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

(七四・健康福祉本部) 三

◎佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

(七五・生活衛生課) 三

◎佐賀県工業等振興条例施行規則及び佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(七六・新産業課) 三

◎佐賀県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

(七七・流通課) 四

◎佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

(七八・生産者支援課) 二〇

◎佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(七九・") 二〇

◎政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(八〇・総務法制課) 二〇

◎附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

(八一・職員課) 二

◎佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(八二・") 二

◎佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(八三・税務課) 三

人事委員会事項

◎佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則

(規則・二四) 三

◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(") 二五) 三

議会事項

◎佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正

(告示・二) 四

公布された規則のあらまし

◎特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七三号)

1 特定非営利活動促進法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第二一条、第一四一条、様式第八号及び様式第一〇号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則(規則第七四号)

1 診療報酬の算定方法等が施行されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第二一条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七五号)

1 診療報酬の算定方法等が施行されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県工業等振興条例施行規則及び佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七六号)

1 会社法の制定に伴い、次に掲げる佐賀県規則について、所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県工業等振興条例施行規則

(2) 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七七号)

1 卸売市場法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第七条、様式第五号、様式第六号、様式第一一号、様式第一二号、様式第一二二号の二及び様式第一七号関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第七八号)

1 会社法の制定等に伴い、所要の改正を行うこととした。(様式第三号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第七九号)

1 会社法の制定等に伴い、所要の改正を行うこととした。(第四条及び様式第五号関係)

2 貸付金の貸付対象者のうち、法人格のない団体についての要件を定めることとした。(第四条関係)

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八〇号)

1 会社法の制定に伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則(規則第八一号)

1 佐賀県市町合併推進審議会条例の制定に伴い、佐賀県市町合併推進審議会委員の報酬及び費用弁償の額を定めることとした。(別表関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八二号)

1 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第二条の二に規定する通勤の範囲について、必要な事項を定めることとした。(第二条の四関係)

2 福祉事業のうち、在宅介護のための住宅に関する事業等を廃止することとした。(第一七条関係)

3 この規則は、公布の日から施行し、2については、施行日以後に行うべき事由が生じた福祉事業から適用することとした。

○佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則(規則第八三号)

1 会社法の制定に伴い、次に掲げる佐賀県規則について、所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県税条例施行規則

(2) 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例施行規則

(3) 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則

(4) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(5) 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則

規則

(6) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(7) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

●佐賀県規則第七十三号

佐賀県知事 古川 康

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則
特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年佐賀県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第十四条第一項中「第四十条」を「第四十条第一項」に改める。

様式第八号及び様式第十号中「~~第40条~~」を「~~第40条第1項~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十四号

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則(昭和三十三年佐賀県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十五号

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則(昭和四十七年佐賀県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県工業等振興条例施行規則及び佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十六号

佐賀県工業等振興条例施行規則及び佐賀県企業立地の促進に関する

条例施行規則の一部を改正する規則
(佐賀県工業等振興条例施行規則の一部改正)

第一条 佐賀県工業等振興条例施行規則(昭和四十八年佐賀県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「~~第1条~~」を「~~第2条~~」に改める。

(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県規則

第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中 「所在地」を「所在地」(個人にあつては、氏名)」(個人にあつては、住所)」

に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第七十七号

佐賀県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県卸売市場条例施行規則(昭和四十七年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号イ中「まで」の下に「及びト」を加え、同項第二号イ中

「第二条第二項第二号イ」を「第二条第二項第一号ト並びに第二号イ」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「営業」の下に「又は事業」を加え、同条

第二項中「係る営業」の下に「又は事業」を加え、同項第一号口中「営業」を「事業」に改め、同条第三項中「営業」の下に「又は事業」を加え、同項第一

号イ中「まで」の下に「及びト」を加え、同項第二号イ中「第二条第二項第二号イ」を「第二条第二項第一号ト及び第二号イ」に改める。

第八条第二項第二号イ中「まで」の下に「及びト」を加える。

第八条の二第二項第二号イ中「まで」の下に「及びト」を加える。

第九条第二項第二号イ中「第二条第二項第二号イ」を「第二条第二項第一号ト及び第二号イ」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

2 前項の事業報告書には、第二条第二項第一号トに掲げる書類を添付しなければならぬ。

様式第五号中「井たは」を「又は」に、「および」を「及び」に、「資本」を「資本金」に改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名

㊟

事業報告書

年 月 日から 年 月 日までの事業報告書を提出します。

1 事業の概要

(記載上の注意)

卸売業務に係る売上高及び経営収支の概要を記載すること。

2 総会及び取締役会等の決議事項等

(1) 総会の決議事項

開催年月日	決議事項

(記載上の注意)

総会の定時、臨時の別、決議事項の概要等を記載し、決議事項のうちに商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記すること。

(2) 取締役会等の決議事項等

開催年月日	決議事項

(記載上の注意)

株式会社にあつては取締役会、株式会社以外にあつては業務執行者の会議について出席人員、重要決議事項等を記載すること。この場合において重要決議事項等とは、会社法（平成17年法律第86号）に規定された法定決議事項、重要運営方針の決定、内部規程の制定改廃、大口の債務の負担、大口の債権の設定及び大口の投資等をいう。

3 内部組織に関する事項

(1) 役員 の略歴及び持株数又は出資口数（年月日現在）

役名及び 職名	氏名 生年月日及び住所	略歴	持株数又は 出資口数

(2) 従業員の状況

	人数	平均年齢	平均勤続年数	1人当り平均給与月額
男	人	歳	年	円
女				
計				

(記載上の注意)

1人当り平均給与月額の欄には、当該事業年度の給与支給総額から超過勤務手当、賞与その他一時的に支給されたものを控除して得た金額を事業年度の月数で除して得た金額を記載すること。

(3) 株主構成

区 分	役 員	従業員	出荷者	買受人	その他	合 計
株 主 数						
所有株式数						
所有株式数 の 割 合	%	%	%	%	%	100%

(記載上の注意)

株式会社以外については、「株主」とあるのは「出資者」と、「所有株式数」とあるのは「出資口数」と読み替えて記載するものとする。

4 卸売業務の状況

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受託販売			買付販売			卸売業務合計		
	数量	金額	委 託 手数料	数量	金額	買付販 売利益 (損失) 金 額	数量	金額	販 売 利 益 (損失) 金 額
	トン又 は千本	千円	千円	トン又 は千本	千円	千円	トン又 は千本	千円	千円
当期合計(A)									
前年同期(B)									
前年同期対比 (A)／(B)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

種類の欄には、野菜、果実、つけ物、乾物（加工水産物を除く。）、生鮮水産物（冷凍水産物を含む。）、加工水産物、牛肉、豚肉、鳥肉、その他の食肉、鳥卵、切花、鉢物、その他の花き等に区分して記載すること。

(2) 販売先別取扱高

	販売の相手方			合 計
	買受人	転 送	その他	
金 額	千円	千円	千円	千円
割 合	%	%	%	100%

(3) 販売代金の回収状況

販売先	当該事業年度の日数 (A)	当期の卸売高 (B)	売掛金及び 受取手形の 平均月末残高 (C)	平均回収日数 (A)×(C)÷(B)	最高回収日数
買受人				日	日
転 送					
その他					

(記載上の注意)

売掛金及び受取手形の平均月末残高は、期中の各月末残高の合計額を当期の月数で除して得た金額とする。

(4) 受託販売に係る仕切金の支払い状況

支払先	当該事業年度の日数 (A)	当期の卸売 業務に係る 受託販売高 (手数料を除く。) (B)	卸売業務に係る 受託販売未払金 及び支払手形の 月末平均残高 (C)	平均支払日数 (A)×(C)÷(B)	最高支払日数
				日	日

(記載上の注意)

支払手形は、受託販売の支払いに関するものに限る。

(5) 出荷奨励金の支出状況

支出基準	支出金額	支出金額に対応 する卸売金額	支出先の数	備 考
円	円	円		
計				

(6) 完納奨励金の支出状況

支出基準	支出金額	支出金額に対応 する卸売金額	備 考
円	円	円	
計			

5 兼業業務等の概況

(1) 附帯業務の概況

業務の内容	業務実施の場所	売上高	附帯業務利益(損失)金額
		千円	千円

(2) 兼業業務の概況

業務の内容	業務実施の場所	売上高	兼業業務税引前当期 純利益(損失)金額
		千円	千円

様式第十一号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、

「専業」の次に「又は専業」を加える。

様式第十二号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「資本」を「資本金」に改める。

様式第十二号の二中「資本」を「資本金」に改める。

様式第十七号中「おとほ」を「又は」に、「おとび」を「及び」に、「資本」を「資本金」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十八号

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県農業改良資金貸付規則(平成十四年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「専業」を「専業専業開拓」に改め、「おとほ開拓」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十九号

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十六年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号及び第四号中「資本」を「資本金」に改め、同条第五号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項第三号の団体のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる要件を併せ有するものでなければならない。

- 一 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、現に活動を行っていること。
- 二 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有していること。

様式第五号中「専業」を「専業専業開拓」に改め、「おとほ開拓」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第八十号

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「資本」を「資本金」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十一号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年佐賀県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表中

障害者介護給付費等不服審査会委員	九、五〇〇円	行政職六級
障害者介護給付費等不服審査会委員	九、五〇〇円	行政職六級
佐賀県市町合併推進審議会委員	九、五〇〇円	行政職六級

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十二号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年佐賀県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第二条の四 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

一 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

二 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

イ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第一項の適用事業に係る就業の場所

ロ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条第一項に規定する職員の勤務場所

ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項

二 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第二条の二第一項第三号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、

単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第十一條第一項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削る。

第十七條第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第十一條第一項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削る。

第十七條第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第十一條第一項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削る。

第十七條第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第十一條第一項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削る。

第十七條第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第十一條第一項中「昭和四十二年法律第二百一十一号」を削る。

第十七條第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 就労保育援護金の支給

第十七条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、第二十二号を削る。

附則第五項中「障害の等級」を「障害等級」に、「昭和四十二年法律第二百一十一号」第二十九条第六項を「第二十九条第八項」に改める。

附則第六項第一号中「以上の等級」を「以上の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第二号中「以下の等級」を「以下の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第十七条第一項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行うべき事由が生じた福祉事業から適用し、施行日前行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

佐賀県条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十三号

佐賀県条例施行規則等の一部を改正する規則

(佐賀県条例施行規則の一部改正)

第一条 佐賀県条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第四号中「資本の金額又は出資金額」を「資本の額又は出資金の額」に改める。

様式第八号中「資本の金額又は出資金額」を「資本の額又は出資金の額」

に、「資本積立金」を「資本等の額」に改める。

様式第九号中「資本の金額又は出資金額」を「資本の額又は出資金の額」に、「資本等の金額」を「資本等の額」に改める。

様式第十一号その一中「資本等の金額」を「資本等の額」に改める。

(地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例施行規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「~~課税~~」を「~~課税~~」に改める。

一 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成六年佐賀県規則第四十八号)様式

二 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成十一年佐賀県規則第五十五号)様式第一号及び様式第二号

三 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第九十六号)様式第一号から様式第三号まで

四 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第二号)様式第一号から様式第三号まで

五 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第四十六号)様式第一号から様式第三号まで

六 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第九号)様式第一号から様式第三号まで

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県条例施行規則、地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例施行規則、中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則、過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則、原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課

税に関する条例施行規則、離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十四号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則

(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正)

第一条 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「第七条第二項に規定する通勤」の下に「当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。」を加える。

(佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第七条第二項に規定する通勤」の下に「(同条例第三条第一号に規定する派遣職員にあつては、当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなし

た場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第三条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第五号中「第七条第二項に規定する通勤」の下に「同条例第三条第一号に規定する派遣職員にあつては、当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

(農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第七条第二項に規定する通勤」の下に「同条例第三条第一号に規定する派遣職員にあつては、当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月七日

佐賀県人事委員会

●佐賀県人事委員会規則第二十五号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県

人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第十三中

獣医師	大学6卒		2	3	3	別に定める	別に定める
		0	2	5	8		

を

獣医師	大学6卒		2	3	3	別に定める	別に定める
	大学卒		0	2	5		

に改める。

別表第十七の1大学卒の六大学4卒の項の⑤中「第2条」を「第3条」に、「研究部門」を「研究課程」に改め、同項の⑥中「鯉淵学園」を「田鯉淵学園」に改め、同表の2短大卒の1短大3卒の項の①中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、「臨床検査技師養成所」の次に「平成17年法律第39号による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、」を加え、同項の②中「研究部門」を「研究課程」に改め、同項の⑤中「鯉淵学園」を「田鯉淵学園」に改め、同表の2短大卒の二短大2卒の項の③中「養成部門」を「養成課程」に改める。

別表第二十四中

獣医師	大学6卒	2級17号給
-----	------	--------

を

獣医師	大学6卒	2級17号給
	大学卒	2級1号給

に改める。

別表第二十五の備考第三項中「2級13号給」を「2級15号給」に改める。

別表第二十九の備考中「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7

条第2項に規定する通勤」の次に「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 議会事項

◎佐賀県議会告示第二号

佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年佐賀県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年七月七日

佐賀県議会議長 原 口 義 己

第二条第二項中「資本」を「資本金」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月七日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社 藤古川総合印刷